

建設工事請負契約書



注文者 ○○○○様 (以下「甲」という)と請負者株式会社ヤマタケ建設(以下「乙」という)は下記表示の建築工事請負に関し、建設請負契約約款ならびに別紙設計図書に基づき以下の契約を締結し、その証として本契約書式通を作成し、甲、乙記名押印の上、甲が壱通を保有する。

1条. 工事内容

工事名
建築場所
仕様 添付の図面および仕様書の通り
附帯設備・その他 別紙見積書通り

2条. 請負金額

(¥)

但し、工事内容の変更および追加工事などにより、本請負金額に増減を生じた時は、その工事の完了時又、完成時に精算し支払うものとする。

3条. 代金の支払い方法および時期

(1) 甲は前条の請負代金を次の通り分割して乙に支払うものとする。

① 最終金 年 月 日 金 円

(2) 第(1)項に定める各分割の支払いが困難と認められた場合、甲は乙、又は乙の指定する金融機関と準消費貸借契約又は金銭消費貸借契約を締結しその支払いに充てるものとする。この場合甲は、甲の負担すべき利息を、乙所定の額を予め乙に預託するものとする。

(3) 甲が工事請負代金の支払いのため融資を受ける場合で、その融資金を乙が代理して、受領することが認められるときは、甲は融資金の代理受領の権限を乙に委任し、この旨の書面を交付するものとする。

(4) 住宅ローン借入が融資機関等で不承諾となったときは本契約は効力を失い、乙は受取済金額より実費を差し引いて、その残額金を無利息にて甲に返還する。

4条. 工期

工期は下記の通りとする。

着工 年 月

但し、建築確認等の許認可後又は、金融機関融資内諾後とする。

完成 年 月

又、天候、その他やむを得ない事情、着工金の支払いが遅滞した時は、工期の変更、延期することがあることを甲は承諾するものとする。又、工期はその後、甲、乙双方が取り決めた工期を契約工期とする。

5条. 本契約有効期限

本契約の工事請負代金による有効着工期限は、年 月 日迄とする。

尚、あきらかに甲の事由により着工期限を超えた場合は、その時点の乙の定める価格、又は単価にて再契約を行うものとする。。

6条. 検査の時期及び引渡条件

工事請負契約約款第13条の定めにより、甲、乙立会のもとに検査を行ない、建物の引渡しは工事請負代金、追加変更工事、預り金の精算後、代金の完済と同時に乙が定めた書面をもって行うものとし、甲は乙の書面による引渡しを得なければ本契約の目的物である建物を使用することはできないものとする。

7条. 引渡し時期

工事請負契約約款第13条の竣工検査終了後10日以内とする。

8条. 建物の所有権

建物の所有権は、甲が工事請負代金、精算金を完済したとき、乙より甲に移転するもの

年 月 日

注文者(甲)住所

(フリガナ)

氏名 印

住所

(フリガナ)

氏名 印

請負者(乙)

株式会社 ヤマタケ建設
代表取締役 竹田敏和

印